

判決年月日	平成 1 6 年 5 月 3 1 日	担当部	東京高等裁判所 知的財産第 2 部
事 件 番 号	平成 1 5 年（ネ） 6 1 1 7 号		

○ 換気口用フィルタに係る登録意匠と被控訴人商品の意匠とが類似しないとされた事例

○換気口用フィルタにつき，不正競争防止法 2 条 1 項 3 号所定の不正競争行為（形態模倣）に該当しないとされた事例

○後発商品を製造販売する行為が，殊更，相手方に損害を与えることを意図して，法律上保護に値する相手方の営業上の利益を，著しく不公正な方法により侵害したものでないとして，不法行為に該当しないとされた事例

本件は，換気口用フィルタに係る意匠権（本件意匠権）を有する控訴人X1及びX2が，被控訴人に対し，被控訴人が通気口フィルタ（被控訴人商品）を製造販売する行為が，主位的に意匠権侵害に，予備的に民法709条に該当するとして損害賠償を求め，また，本件意匠権の実施品である換気口用フィルタ（控訴人商品）を製造販売しているX3が，被控訴人に対し，被控訴人が被控訴人商品を販売する行為が，主位的に不正競争防止法2条1項3号所定の不正競争行為に，予備的に民法709条所定の不法行為に該当するとして損害賠償を求めた事案であり，控訴人らの請求をいずれも棄却した原判決に対し，控訴人らがその取消しを求めて控訴した。

本判決は，①被控訴人商品の意匠は本件意匠と類似せず，意匠権侵害は成立しない，②被控訴人商品の形態は控訴人商品の形態と同一又は実質的に同一であるといえないから，被控訴人の行為は，不正競争防止法2条1項3号所定の不正競争行為に該当しない，③被控訴人の行為は，殊更，控訴人に損害を与えることを意図して著しく不公正な方法により行われたものではないから，不法行為に該当しないなどとした原判決の認定判断を支持し，本件控訴をいずれも棄却した。